

令和4年度精度管理実施計画に基づく精度管理成績証書

令和5年2月16日

検査機関名： 越谷・松伏水道企業団  
 機関番号： No.34

埼玉県水道水質管理計画連絡調整委員会長



貴機関が「令和4年度精度管理実施計画」に基づき参加した精度管理の結果は、下記のとおりであったことを証明します。

記

項目	報告値[①:mg/L] [②:単位なし]						変動係数 [%]	Grubbs 検定結果	中央値 (設定値) [①:mg/L] [②:単位なし]	zスコア	誤差 [①:mg/L] [②:単位なし]	誤差率 [%]	評価
	1	2	3	4	5	機関内 平均値							
①ホルムアルデヒド	0.0706	0.0717	0.0715	0.0724	0.0745	0.0721	2.03	採択	0.0684 (0.067)	1.84	0.0038	5.53	適正
②pH値	7.2						—	採択	7.2 (7.2)	算出不可	0.0	—	適正

- 1) 調査に参加していない項目又は評価の対象ではない項目については「—」としています。
- 2) ホルムアルデヒドの機関内平均値について、5個の報告値の平均値を算出し、JIS Z8401規則Aにより小数点以下第4位に丸めています。
- 3) ホルムアルデヒドの変動係数について、5個の報告値より求めています。
- 4) Grubbs 検定結果について、Grubbs 検定により、検定統計量が5%棄却限界を超えた機関を「棄却」、それ以外の機関を「採択」としています。
- 5) 中央値及びzスコアについて、Grubbs 検定で棄却された機関を除いて算出しています。
- 6)  $z \text{スコア} = (\text{機関内平均値} - \text{中央値}) \div \text{正規四分位数範囲}$ 、 $\text{正規四分位数範囲} = 0.7413 \times (\text{第3四分位数} - \text{第1四分位数})$   
 (pH値のZスコアについては、検定採択機関の報告値が全て同値となったため、「算出不可」としています。)
- 7)  $\text{誤差} = \text{機関内平均値} - \text{中央値}$ 、 $\text{誤差率} = \text{誤差} \div \text{中央値} \times 100$   
 (端数処理の関係で、本証書上の数値を用いた計算結果と異なる場合があります。)
- 8) ホルムアルデヒドの評価について、
  - ア 変動係数が20%を超えた機関を「要検証」としています。
  - イ 検定棄却機関のうち誤差率が±20%を超えた機関及び検定採択機関のうちzスコアの絶対値が3以上かつ誤差率が±20%を超えた機関を「要検証」としています。
  - ウ ア及びイで「要検証」と判定されなかった機関を「適正」としています。
- 9) pH値の評価について、
  - ア 検定棄却機関、検定採択機関ともに中央値からの誤差が±0.1を超えた機関を「要検証」としています。
  - イ アで「要検証」と判定されなかった機関を「適正」としています。
- 10) 改善報告書を提出し、適切な是正処置が確認された「要検証」機関については、「要検証 (是正済)」としています。